

福岡県公報

平成19年3月9日
第2651号

目 次

告 示 (第486号—第501号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 1
○公共測量の終了	(土木管理課) 2
○公共測量の実施	(土木管理課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○国土調査の成果の認証	(農地計画課) 2
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課) 4
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	(県民情報広報課) 4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 5
公 告	
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 5

正 誤

○特定計量器の定期検査の実施(平成19年2月福岡県告示第406号)中正誤.....7

告 示

福岡県告示第486号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字原町字平原360-1及び360-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字原町3番地

宮國 愛子

福岡県告示第487号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社カマタ

(2) 所在地

嘉麻市上山田1380番地5

(3) 代表者

代表取締役 澤田 泰久

2 行政処分の内容

産業廃棄物処理施設についての改善命令及び使用停止命令

3 処分の年月日

平成19年2月16日

4 処分の理由

法第15条第1項の規定に基づき認可された埋立面積及び埋立容量を超えて産業廃棄物を埋め立てたことが、法第15条の2の6第1号の規定に該当するため。

福岡県告示第488号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区	平成19年2月23日

福岡県告示第489号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（GPS測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡東区・八幡西区一円	平成18年12月27日から 平成19年3月30日まで

福岡県告示第490号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市馬田字上原3360-2、3360-5及び3360-15から3360-18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都渋谷区神宮前6丁目26番1号

キリン物流株式会社 代表取締役 和住 雄造

福岡県告示第491号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った 者の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った 地域	認証年月日
宗像市	平成16年度から 平成18年度まで	地籍図及び地 籍簿	大島の一部（5-8 ）	平成19年2月22日
宗像市	平成17年度から 平成18年度まで	地籍図及び地 籍簿	大島の一部（5-9 ）	平成19年2月22日
嘉麻市	平成16年度から 平成18年度まで	地籍図及び地 籍簿	中益	平成19年2月22日

福岡県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年2月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マンガ倉庫大川店

(2) 所在地 福岡県大川市大字向島1373-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
なし		大川市大字向島1373-1 外	60

福岡県告示第493号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字原町字清水264-1 及び264-5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字原町383-1

山田 良連

福岡県告示第494号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字橋字原ノ前1437番22、1437番32から1437番35まで、1494番1、1494番2及び1494番3、字塔ノ尾1164番1、1164番2、1165番1、1165番3、1165番4、1166番4及び1166番8、字寺野1251番4、字栗蓮尾1408番5並びに道路である市有地の一部（第3工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市長 古賀 道雄

福岡県告示第495号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市前原北二丁目1595番5、1595番6並びに前原北三丁目1672番1から1672番4まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市前原西5丁目1-18

日高 正利

福岡県告示第496号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字本字松ヶ下1725番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市大字本1680番の8

植崎 康生

福岡県告示第497号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市石坂一丁目3166番1及び3166番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市五条一丁目9番16号

井上 邦夫

福岡県告示第498号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2021-5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原2554番地15

錢花 武司

福岡県告示第499号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第2項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

大野城市乙金第二土地区画整理組合

2 施行地区

大野城市大字乙金の一部並びに乙金2丁目、乙金3丁目、乙金東1丁目、乙金台3丁目、大城2丁目及び大城3丁目の各一部

3 事務所の所在地

大野城市乙金2丁目5番28号

4 設立認可の年月日

平成19年2月20日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

債権の申し出をすべき旨の催告を行う場合を除き、事務所及び大野城市役所の掲示場に掲示する。

7 事業施行予定期間

事業計画の認可の公告の日から平成27年3月31日

福岡県告示第500号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告

示の日から施行する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

表中データベーススペシャリスト養成科受講試験の項を削る。

福岡県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年2月福岡県告示第373号北九州都市計画公園事業7・6・3号足立公園（北九州市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成12年3月17日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年2月福岡県告示第373号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

交番用ファクシミリ 175台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月29日（木）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部地域課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月19日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2234、2237
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
(1) 期間等
平成19年3月9日（金）から平成19年3月19日（月）までの県の休日を除く毎日
、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
(1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成19年3月19日（月）午後5時15分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期
限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）
- (2) 日時
平成19年3月20日（火）午前10時00分
- 10 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3

項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ
の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む
場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を
提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を
提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに
加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 13 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・2・26	2646	告 示	406	2	○			表中	19年4月25日 [○]	19年4月24日 [●]

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)